

静岡県港湾管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第42号

静岡県港湾管理規則の一部を改正する規則

静岡県港湾管理規則（昭和36年静岡県規則第56号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後																																											
<p>(プレジャーボート以外の船舶)</p> <p>第13条の2 条例第2条第3号の規則で定める船舶は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内航海運業法（昭和27年法律第151号）<u>第2条第3項</u>に規定する<u>内航運送業</u>に使用する船舶</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>港湾施設制限載荷重表</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">港湾施設</th><th rowspan="2">載荷重 (1平方メートル当たり)</th></tr><tr><th>港湾名</th><th>場所</th><th>施設名</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">清水港</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>静岡市清水区袖師町地先</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>静岡市清水区日の出町地先</td><td>日の出1号から5号岸壁</td><td>3.5</td></tr><tr><td>同</td><td>日の出5号岸壁（栈橋部分に限る。）</td><td>1.5</td></tr><tr><td>静岡市清水区清開地先</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>				港湾施設			載荷重 (1平方メートル当たり)	港湾名	場所	施設名	清水港	(略)	(略)	(略)	静岡市清水区袖師町地先	(略)	(略)	静岡市清水区日の出町地先	日の出1号から5号岸壁	3.5	同	日の出5号岸壁（栈橋部分に限る。）	1.5	静岡市清水区清開地先	(略)	(略)	<p>(プレジャーボート以外の船舶)</p> <p>第13条の2 条例第2条第3号の規則で定める船舶は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内航海運業法（昭和27年法律第151号）<u>第2条第2項第1号</u>に規定する<u>内航運送をす</u>る事業に使用する船舶</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>港湾施設制限載荷重表</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">港湾施設</th><th rowspan="2">載荷重 (1平方メートル当たり)</th></tr><tr><th>港湾名</th><th>場所</th><th>施設名</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">清水港</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>静岡市清水区袖師町地先</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>静岡市清水区清開地先</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>				港湾施設			載荷重 (1平方メートル当たり)	港湾名	場所	施設名	清水港	(略)	(略)	(略)	静岡市清水区袖師町地先	(略)	(略)	静岡市清水区清開地先	(略)	(略)
港湾施設			載荷重 (1平方メートル当たり)																																												
港湾名	場所	施設名																																													
清水港	(略)	(略)	(略)																																												
	静岡市清水区袖師町地先	(略)	(略)																																												
	静岡市清水区日の出町地先	日の出1号から5号岸壁	3.5																																												
	同	日の出5号岸壁（栈橋部分に限る。）	1.5																																												
	静岡市清水区清開地先	(略)	(略)																																												
港湾施設			載荷重 (1平方メートル当たり)																																												
港湾名	場所	施設名																																													
清水港	(略)	(略)	(略)																																												
	静岡市清水区袖師町地先	(略)	(略)																																												
	静岡市清水区清開地先	(略)	(略)																																												

	(略)	(略)	(略)
(略)			

別表第2 (略)

係留施設制限負荷重量表

係留施設			負荷重量 (1平方メートル当たり)
港湾名	場所	施設名	
清水港	(略)	(略)	(略)
	静岡市清水区袖師町地先	(略)	(略)
	静岡市清水区日の出町地先	<u>日の出1号から5号岸壁</u>	3.5
	同	<u>日の出5号岸壁(栈橋部分に限る。)</u>	1.5
	静岡市清水区清開地先	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			

	(略)	(略)	(略)
(略)			

別表第2 (略)

係留施設制限負荷重量表

係留施設			負荷重量 (1平方メートル当たり)
港湾名	場所	施設名	
清水港	(略)	(略)	(略)
	静岡市清水区袖師町地先	(略)	(略)
	静岡市清水区清開地先	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。